

健康づくり教室受講支援要領

(目的)

第1条 この要領は、住民に対する健康づくり教室（財団法人愛知県健康づくり振興事業団（以下「振興事業団」という。）の実施するあいち健康プラザ健康づくり教室をいう。以下同じ。）の受講に関して支援を行うことで、住民が健康管理に取り組むきっかけとし、もって生活習慣病や要介護状態となることを予防することを目的とする。

(支援の対象)

第2条 支援の対象となる者は、東浦町に住所を有する20歳以上の者とする。ただし、健康づくり教室を受講する日の属する年度から過去5年までの間に東浦町を通じて健康づくり教室を受講したことのない者に限る。

(受講の申し込み)

第3条 健康づくり教室を受講しようとする者は、町長に受講の申し込みをするものとする。

(受講料)

第4条 受講者が東浦町に支払う額は、振興事業団が規定する健康づくり教室の料金の2分の1の額とする。ただし、当該額に100円未満の端数がある場合の端数の取扱いについては、端数が51円以上99円までのときは、端数を切り上げ100円とし、端数が49円以下のときは、端数を切り上げ50円とする。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。